平成２７年（フ）第８６７号
京都市西京区嵐山茶尻町30番地　コーポ嵐山1118号室
債務者　福井　巖久
1　決定年月日時　平成27年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月26日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第８９７号
京都市中京区麩屋町通二条下る尾張町230番地１　コープ野村御池804号
債務者　蘆田　圭介
1　決定年月日時　平成27年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月26日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第９０５号
京都府京田辺市松井里ケ市147番地
債務者　前川　英人
1　決定年月日時　平成27年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月26日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第９３２号
京都府八幡市八幡軸８番地　３棟２号
債務者　伊藤　六次
1　決定年月日時　平成27年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月26日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第９６３号
京都市右京区梅津前田町11番地２　シャトー嵐望１　103号
債務者　久兵衛こと　長谷川雅一
1　決定年月日時　平成27年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月26日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第１０２３号
京都市左京区下鴨西高木町42番地、住民票上の住所京都市左京区岡崎北御所町35番地10
債務者　加藤　禎晃
1　決定年月日時　平成27年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月26日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第５７８号
兵庫県尼崎市小中島３丁目17番17号　クリオ園田201
債務者　平井　亮正
1　決定年月日時　平成27年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月26日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第６２０号
兵庫県西宮市甲子園網引町６番12―409号
債務者　安岡真由美
1　決定年月日時　平成27年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月26日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第３１６号
奈良県桜井市朝倉台西８丁目108番地の42
債務者　今阪　絵奈（旧姓福岡）
1　決定年月日時　平成27年11月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月26日まで　奈良地方裁判所

平成２７年（フ）第２３８号
愛媛県伊予郡砥部町原町468番地
債務者　濵川　龍一
1　決定年月日時　平成27年11月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月26日まで　松山地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第２４０号
愛媛県松山市北持田町122番地２　フローレンス北持田グランドアーク102号
債務者　石水　雅一
1　決定年月日時　平成27年11月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月26日まで　松山地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第２６１号
愛媛県松山市高岡町138番地１　シニアパンション松山・高岡町206号
債務者　藤岡　伸吾
1　決定年月日時　平成27年11月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月26日まで　松山地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第２７６号
愛媛県松山市枝松５丁目２番14号　プレアール枝松201号
債務者　川本　一男
1　決定年月日時　平成27年11月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月26日まで　松山地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第９１号
福岡県飯塚市赤坂809番地　カーサフェリーチェ203号（前住所　福岡県飯塚市立岩1270番地１　パークコート新飯塚・立岩806号）
債務者　坂井　慎一
1　決定年月日時　平成27年11月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月26日まで　福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２７年（フ）第７０号
福岡県田川市大字夏吉1208番地　みそぎコーポ305号室
債務者　内田　　綾
1　決定年月日時　平成27年11月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月26日まで　福岡地方裁判所田川支部

平成２７年（フ）第２６６号
佐賀市大和町大字久池井1802番地15
債務者　南里　尚孝
1　決定年月日時　平成27年11月25日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月26日まで　佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第２７９号
佐賀県鳥栖市蔵上３丁目128番地　ピュアレジデンスＢ202
債務者　川地　　孝
1　決定年月日時　平成27年11月26日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月26日まで　佐賀地方裁判所民事部破産係